

新生児のマイナンバーカード特急発行申請

特急発行とは

通常、マイナンバーカードの申請から受け取りまで1か月程度かかりますが、出生届と同時に申請される場合は、早ければ1週間程度でご自宅に送付されます。

●同時申請のメリット

- ・特急発行の対象となります。早ければ1週間程度でご自宅に送付されます。
- ・申請時の本人確認が緩和されます。出生証明書と出生届の届出人署名をもって本人確認ができたものとしします。
- ・お子様が来庁しなくても申請できます。同時申請でない場合は、原則としてお子様と申請者（父母等法定代理人）双方の来庁と本人確認が必要です。



●同時申請の注意点

- ・個人番号カード交付申請書は、法定代理人（お子様の父母等出生届の届出人）が記入してください。他の方の記入はできません。記入済の申請書の提出は祖父母等代理人でも構いません。
- ・住所地以外の市町の窓口に出生届出をする場合は、カードが発送されるまでに1週間以上の日数がかかります。マイナンバーカードの受け取りをお急ぎの方は、住所地の市町窓口への提出をお勧めします。

●重要（必ずお読みください）



- ・申請日に1歳未満の子のマイナンバーカードは顔写真ありを希望することはできません。成長による顔の変化が大きいことや、各種手続は親が行うことが多く、単独で本人確認が必要な状況が限られているためです。
- ・特急発行で申請したカードは住民票の住所に郵送（転送不要・簡易書留）されるため、**郵便局の「転送・転居サービス」**をお使いの場合は配達されません。
- ・特急発行の申請後、10日以内に引っ越し（市外への転出、市内での転居）をするとカードが届かない恐れがあります。

